

第4次山形県DV被害者支援基本計画のフォローアップ

基本の柱Ⅰ DVを許さない社会づくり

【施策の方向・今後の方策】

1 DVを許さない県民意識の醸成

〔今後の方策①〕 DVに関する周知・啓発等の実施

〔今後の方策②〕 高齢者・障がい者・外国人等へのDV予防啓発の推進

2 若年層に対するDV予防の啓発及び教育の推進 【重点項目】

〔今後の方策①〕 若年層における交際相手からの暴力（「デートDV」）防止のための啓発の推進（SNS等を活用した若年層への啓発）

〔今後の方策②〕 子ども達を被害者にも加害者にも傍観者にもしない教育の充実

3 加害者対策の推進

〔今後の方策①〕 加害者を生まないための予防啓発の推進

〔今後の方策②〕 加害者更生のための調査・研究

主な取組み

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」にあわせパープルリボンキャンペーンを展開し、市町村等と連携したパープルライトアップやパネル展のほか、DV防止講座など普及啓発を実施。（多様性・女性若者活躍課／チェリア）
- ・ 男女共同参画に関する知識と考え方を身に付ける講座「チェリア塾」等を開催。男女共同参画を推進する人材育成、そのネットワーク化を推進。（多様性・女性若者活躍課／チェリア）
- ・ 県とやまがた被害者支援センターとの共催による啓発イベントを開催。犯罪被害者を支える社会づくりに向けた県民の意識を醸成。（消費生活・地域安全課、警察本部広報相談課）
- ・ デートDVの内容を含んだ啓発用リーフレットを作成し、高等学校、大学等に配布。（多様性・女性若者活躍課、こども家庭福祉課）
- ・ 若年層におけるDV、デートDV事案の未然防止、意識啓発のため、県内高等学校、短期大学、大学等の生徒・学生を対象に「デートDV防止出前講座」を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ・ 県内全中学1年生を対象に、青少年期から男女共同参画意識を醸成するために作成したリーフレットを配布。（多様性・女性若者活躍課／チェリア）
- ・ 子どもの健康づくり連携事業において「いのち・性に関する指導」の充実を図るため、専門医を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に派遣。（学校体育保健課）
- ・ 各学校において、発達段階に応じた「いのちの教育」を行うためのプログラムや実践事例集を活用した取組みを実践。（義務教育課）
- ・ かけがえのない命の尊さ等を伝えて、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを進めるため、中学校及び高等学校において「命の大切さを学ぶ教室」

を開催。（警察本部広報相談課）

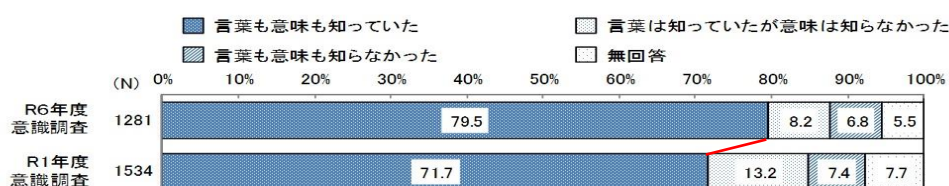
- ・ 県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開。（多様性・女性若者活躍課、警察本部人身安全少年課）
- ・ 男性相談員による「男性ほっとライン」を設置し、男性が加害者とならないためにも、また、被害者となった場合にも、男性の立場に寄り添った相談支援を実施。（多様性・女性若者活躍課／チェリア）
- ・ 「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和5年5月内閣府策定）を踏まえ、加害者の更生のための支援の在り方を検討。（多様性・女性若者活躍課、こども家庭福祉課）

現 状

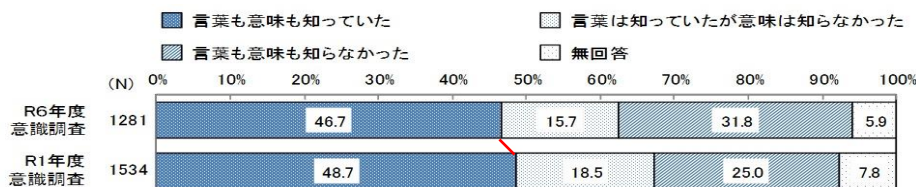
（１）「DV」及び「デートDV」の認知度

「言葉も意味も知っていた」との回答は、「DV」は79.5%でR1年度調査（71.7%）より7.8ポイント増加したが、「デートDV」は46.7%でR1年度調査（48.7%）より2.0ポイント減少した。

<DV>



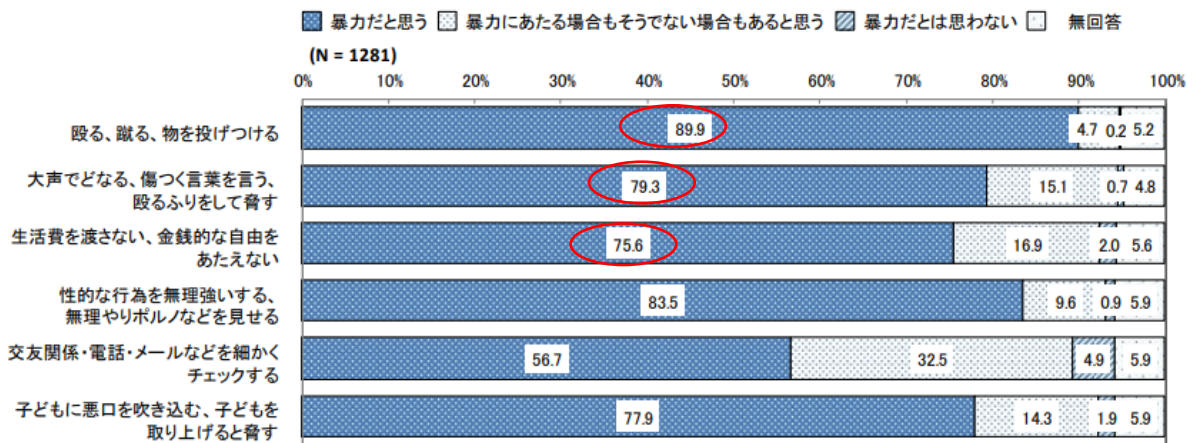
<デートDV>



（R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査）

（２）DV（暴力）についての意識

いずれの行動も「暴力だと思う」が最も高い。「殴ったり、蹴ったり、物を投げつける」などの『身体的暴力』をDVと認識する割合（89.9%）と比較し、「大声でどなったり、傷つく言葉を使う」といった『精神的暴力』（79.3%）や「生活費を渡さない、金銭的な自由をあたえない」といった『経済的暴力』（75.6%）については、暴力だという認識が低くなる傾向が見られる。



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査)

(3) デートDV防止出前講座の実施状況（令和6年度）

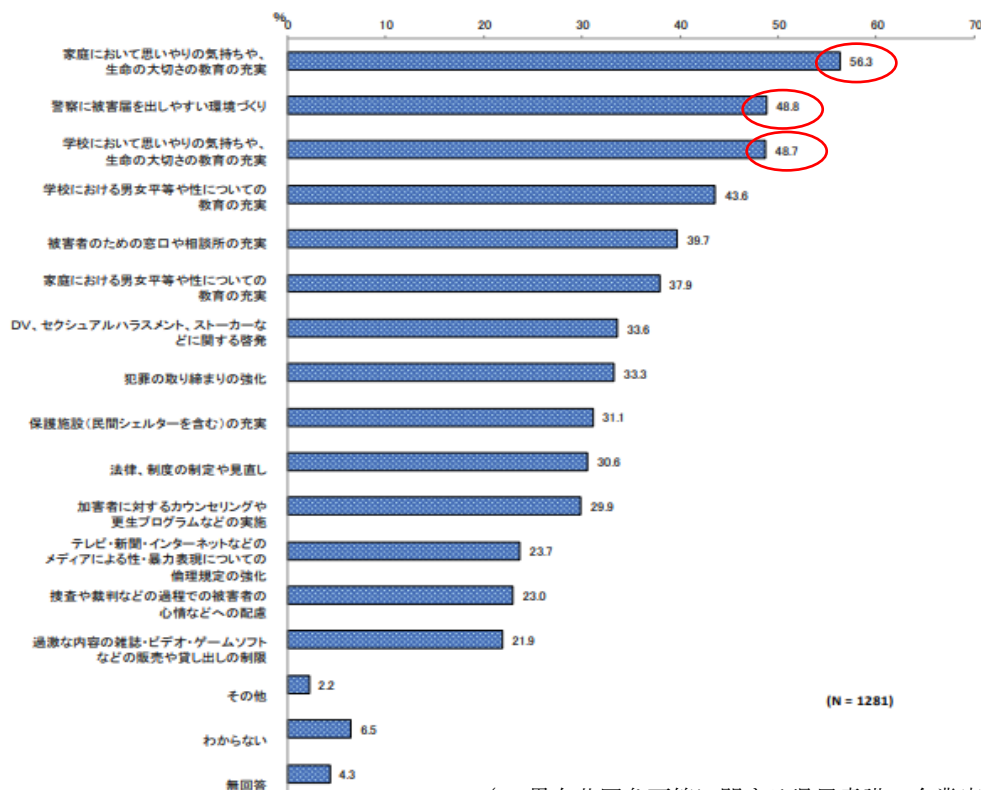
令和6年度は、12校、約1,500名の生徒・学生等が参加した。講師による講話のほか、事例紹介、ロールプレイ等により啓発を行った。

	高等学校	大学・短大	専門学校	計
実施校数	10	0	2	12
受講者数	1,455	0	47	1,502

(R6 山形県男女共同参画白書)

(4) DV等をなくすための対応について

「家庭において思いやりの気持ちや、生命の大切さの教育の充実」が56.3%と最も高く、次いで「警察に被害届を出しやすい環境づくり」(48.8%)、「学校において思いやりの気持ちや、生命の大切さの教育の充実」(48.7%)が高くなっている。



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査)

(5) 男性ほっとライン相談件数（推移）

年間約 70 件の男性からの相談に応じている。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	平均
件数	89	53	77	63	64	69.2

（県多様性・女性若者活躍課調べ）

【課題と今後の方向性】

- ・ DV防止に向け、DVについての正しい認識がより一層浸透するよう、**効果的な啓発手段**を取り入れながら、引き続き積極的に予防啓発を実施していく。
- ・ 将来、こども達が被害者や加害者、傍観者にならないよう、**幼児期から低学年までの教育及び啓発を充実**するとともに、**高校生や大学生に対して啓発用リーフレットの配布や出前講座の実施**を継続していくほか、**SNS等**若年層にも届きやすい広報媒体を**積極的に活用**し予防啓発を推進していく。
- ・ 加害者プログラムについて、他県及び民間団体の動向を踏まえて、具体的な取組みを検討していく。

【施策の方向・今後の方策】

4 早期相談のための相談窓口の周知 **〔重点項目〕**

- 〔今後の方策①〕 SNS等を活用した相談窓口の周知
- 〔今後の方策②〕 身近な市町村における相談窓口の周知
- 〔今後の方策③〕 「DV相談ナビダイヤル＃８００８（はれれば）」「DV相談＋（プラス）」の周知
- 〔今後の方策④〕 災害時や感染症拡大時における迅速な相談窓口の周知

5 早期発見のための関係機関の連携強化

- 〔今後の方策①〕 各関係機関にDVに関する周知・啓発等を実施し、早期発見を働きかけ
- 〔今後の方策②〕 地域DV被害者支援連絡協議会を活用した連携強化

6 相談者の立場に立った相談体制の充実

- 〔今後の方策①〕 配偶者暴力相談支援センターの機能強化
- 〔今後の方策②〕 警察による被害者に寄り添った通報・相談への対応
- 〔今後の方策③〕 各種相談機関による相談窓口の設置及び連携強化
- 〔今後の方策④〕 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターによる総合的・専門的支援の実施。「＃８８９１（はやくワンストップ）」の周知
- 〔今後の方策⑤〕 男性専用DV相談窓口の設置に関する調査・研究
- 〔今後の方策⑥〕 高齢者・障がい者・外国人等の相談者への配慮
- 〔今後の方策⑦〕 相談員等関係職員の人材育成
- 〔今後の方策⑧〕 SNSを活用した相談窓口の整備

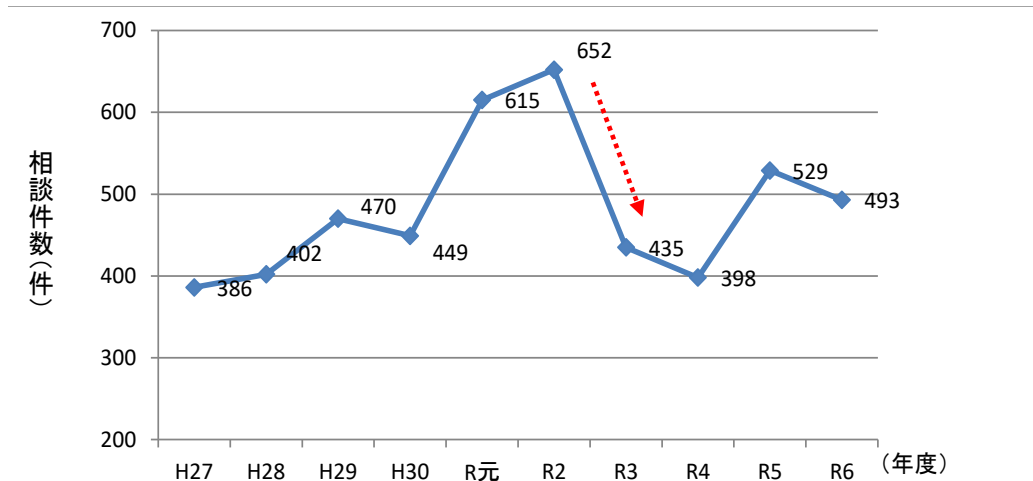
主な取組み

- ・ 配偶者暴力相談支援センターが、より多くの被害者への支援の窓口となるよう、リーフレットの配布やSNS等の活用により、様々な状況にある被害者の目に触れるように相談窓口の周知を実施。（こども家庭福祉課、各配暴センター）
- ・ 市町村・関係機関・女性相談支援センター・女性相談支援員等で構成する「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」を開催。支援に係る共通認識の醸成を図り、早期に発見・通報される連携体制を強化。（こども家庭福祉課）
- ・ 性暴力や性犯罪被害者の総合的・専門的な相談支援を行う、やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）を運営。（消費生活・地域安全課）
- ・ 県内の女性相談支援員等を対象とした研修会の開催とともに県外研修への派遣を通し、支援員のスキルアップを支援。（こども家庭福祉課）

現 状

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の相談件数（推移）

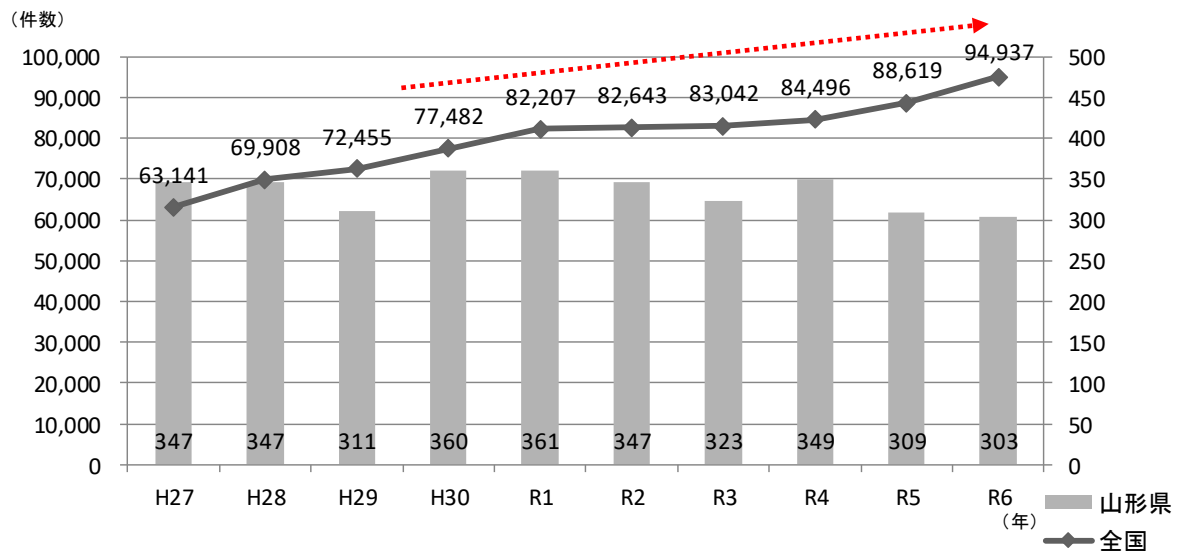
令和元年度に615件（前年度比37.0%増）と大きく増加し、令和2年度は更に増加して高止まりの状況であったが、令和3年度に大きく減少している。その後は、概ね横ばいの状況が続いている。



（県子ども家庭福祉課調べ）

(2) 警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の状況

本県では、ほぼ横ばいで推移しているが、全国では増加傾向にある。



（全国：警察庁調べ、山形県：県警察本部調べ）

(3) 警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の男女割合

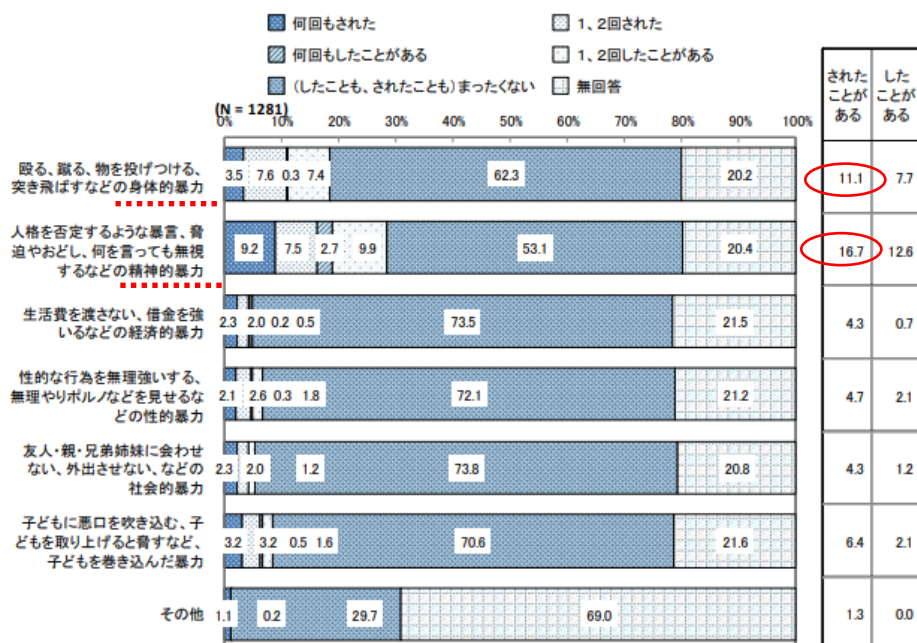
本県では、ほぼ同じ割合で推移しているが、全国では、近年、男性の割合が増加傾向にある。

年	全国					山形県				
	合計 人数	被害男性		被害女性		合計 人数	被害男性		被害女性	
		人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合
R2	82,643	19,478	23.6%	63,165	76.4%	347	71	20.5%	276	79.5%
R3	83,042	20,895	25.2%	62,147	74.8%	323	62	19.2%	261	80.8%
R4	84,496	22,714	26.9%	61,782	73.1%	349	68	19.5%	281	80.5%
R5	88,619	24,684	27.9%	63,935	72.1%	309	67	21.7%	242	78.3%
R6	94,937	28,214	29.7%	66,723	70.3%	303	54	17.8%	249	82.2%

(県警察本部調べ)

(4) DV経験の状況

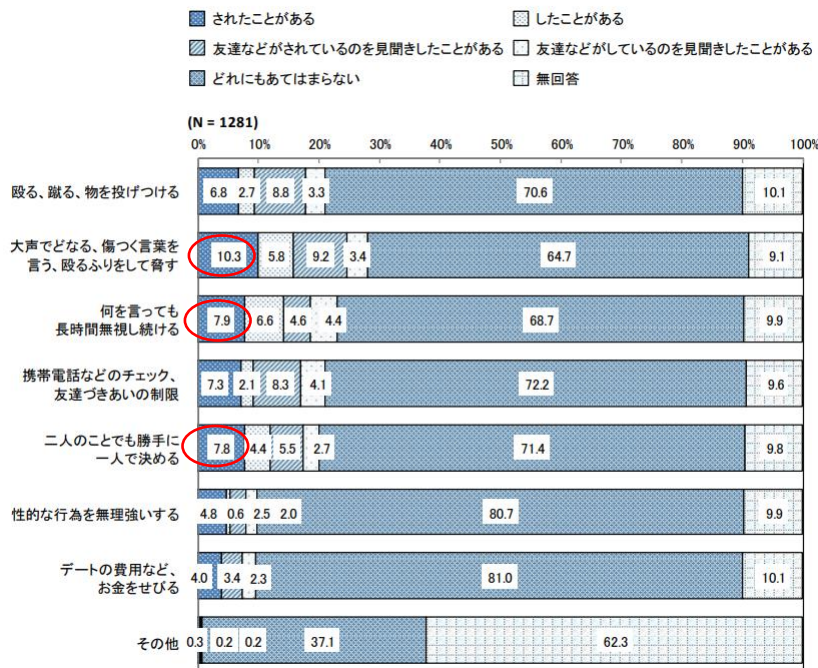
「人格否定の暴言、脅迫、無視する等の精神的暴力」が16.7%と最も高くなっている。次いで「殴る蹴る、物を投げる、突き飛ばす等の身体的暴力」が11.1%となっている。



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査)

(5) デートDV経験の状況

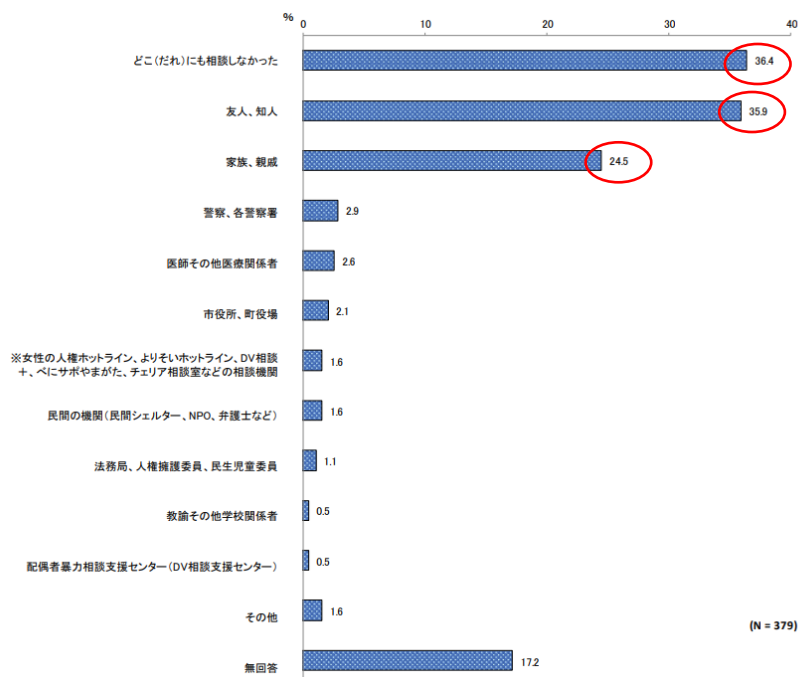
「されたことがある」では、「大声でどなる、傷つく言葉を言う、殴るふりをして脅す」が 10.3%と最も高く、次いで「何を言っても長時間無視し続ける」(7.9%)、「二人のことで勝手に一人で決める」(7.8%) となっている。



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査)

(6) DVを受けた時の相談先

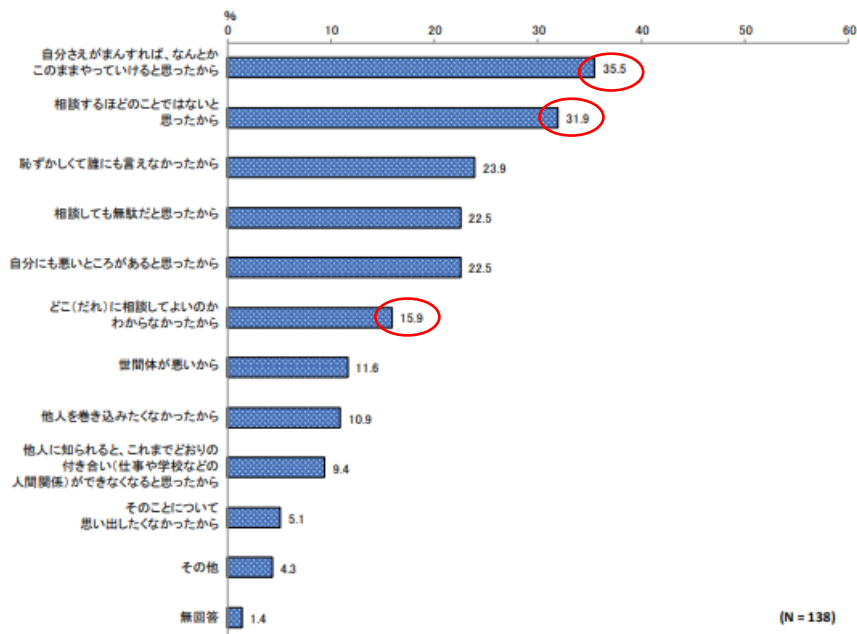
「どこ(だれ)にも相談しなかった」が 36.4% (前回調査時 24.7%) と最も高く、次いで「友人、知人」(35.9%)、「家族、親戚」(24.5%) となっている。



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査)

(7) DVを相談しなかった理由

「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が35.5%と最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が31.9%となっているほか、15.9%（前回調査時16.1%）が「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答している。



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査)

【課題と今後の方向性】

- ・ 被害者自らが声に出すことができないでいる状況にあることから、被害者が安心して、早期に相談できるように、**相談窓口の効果的な周知・啓発を実施**していく。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、関係機関など多様な主体による**相談窓口の連携を更に強化**し、被害者に寄り添ったきめ細かな相談支援を行う。

【施策の方向・今後の方策】

7 迅速で安全な保護体制の充実

- 〔今後の方策①〕 安全な移送体制の確保
- 〔今後の方策②〕 緊急保護体制の充実
- 〔今後の方策③〕 県域を越えた広域的な連携の推進

8 被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実 【重点項目】

- 〔今後の方策①〕 きめ細かな相談・支援の実施
- 〔今後の方策②〕 心理ケアの充実
- 〔今後の方策③〕 一時保護委託先の拡充を検討
- 〔今後の方策④〕 苦情処理の体制整備

9 保護命令に関する支援

- 〔今後の方策①〕 保護命令制度の周知と利用のための支援
- 〔今後の方策②〕 保護命令に対する適切な対応

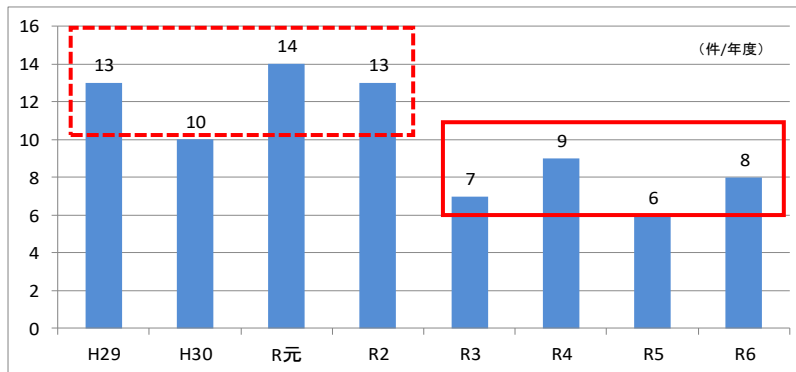
主な取組み

- ・ 24 時間体制の一時保護を実施。被害者の保護にあたっては、地域配暴センター、市町村、警察と緊密に連携・協力して対応。（女性相談支援センター、地域配暴センター）
- ・ 入所者の実情を踏まえて、一時保護期間中に心理担当職員等による心理ケアを実施。必要に応じて、嘱託医による医学診断を実施。入所者の意向を聞きながら、関係機関・医療機関と連携し、適切な心理ケアを実施。（女性相談支援センター）
- ・ 被害者の個別の事情に配慮し、民間団体への委託により各地域において一時保護を実施。（女性相談支援センター、地域配暴センター）
- ・ 被害者等が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、被害者に対して分かりやすく情報提供し、助言その他の援助を丁寧を実施。また、保護命令発令時には、警察・教育機関等関係機関と連携し、被害者の安全確保を速やかに実施。（女性相談支援センター、地域配暴センター）

現 状

(1) DV被害者の一時保護の状況（推移）

令和2年度までは、年間10件以上で推移していたが、令和3年度以降は、減少傾向にあり年間10件未満の状況となっている。



（県こども家庭福祉課調べ）

(2) 保護命令に係る対応状況（山形県）

令和2年度以降、保護命令件数は減少傾向にある。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護命令件数(件)		14	8	5	3	3
内訳	接近禁止命令のみ	1	1	1	0	0
	退去命令のみ	0	0	0	0	0
	接近禁止及び退去命令	0	0	0	0	0
	電話等禁止命令のみ	0	0	0	0	0
	接近禁止及び電話等禁止命令	12	5	4	2	2
	退去命令及び電話等禁止命令	0	0	0	0	0
	接近禁止、退去及び電話等禁止命令	1	2	0	1	1

※保護命令通知件数は、警察が他県の裁判所からの通知を受理した数を含む。（山形地方裁判所調べ）

【課題と今後の方向性】

- ・ 休日や夜間など**緊急に保護**が必要である認められるときは、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察等の関係機関が連携し、**適切に対応**していく。
- ・ 一時保護の受入れに当たっては、被害者に寄り添って、**きめ細かく相談・支援や心理ケア**を行い、一時保護後も被害者への支援が途切れることがないようにアフターフォローを行っていく。
- ・ 被害者の実情に応じ、迅速かつ適切な保護が実施できるよう、**多様な一時保護の委託先の確保を検討**していく。
- ・ 被害者に対して分かりやすく**保護命令制度を周知**するとともに、助言、利用のための支援を丁寧に行っていく。

【施策の方向・今後の方策】

10 住居の確保に向けた支援

- 〔今後の方策①〕 公営住宅の優先入居実施等の入居対策・
- 〔今後の方策②〕 母子生活支援施設による支援強化・
- 〔今後の方策③〕 女性の保護施設の利用促進及び民間団体によるシェアハウスやステップハウス設置の支援
- 〔今後の方策④〕 保護施設等における感染症対策の徹底

11 就業に向けた支援〔重点項目〕

- 〔今後の方策①〕 被害者への就業支援の充実
- 〔今後の方策②〕 マザーズジョブサポート山形・庄内による個々のニーズに応じた支援
- 〔今後の方策③〕 DV被害者を含む母子家庭（ひとり親）への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知・活用

12 被害者の立場に立った生活支援

- 〔今後の方策①〕 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援
- 〔今後の方策②〕 公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援
- 〔今後の方策③〕 法律相談及び民事法律扶助制度等の周知と利用のための支援
- 〔今後の方策④〕 再被害防止の支援による安全・安心の確保
- 〔今後の方策⑤〕 被害者等の個人情報の保護の徹底

13 こころの回復支援

- 〔今後の方策①〕 被害者のメンタルヘルスケアの実施
- 〔今後の方策②〕 被害者を支えるアフターケアの充実

主な取組み

- ・ 「マザーズジョブサポート山形・庄内」を運営し、女性の相談員による就労と子育ての両立に向けた相談対応、就職あっせん、就労面接時における無償の託児、セミナーの実施など、きめ細かな支援により、就業を促進。（雇用・産業人材育成課）
- ・ ひとり親家庭からの子育てや生活、就労、経済などの様々な相談に対して、ワンストップでの対応を実施。（こども家庭福祉課／ひとり親家庭応援センター）
- ・ ひとり親家庭の就職あっせんを行うとともに企業訪問による就業定着支援等、きめ細かな相談対応を実施。（こども家庭福祉課／ひとり親家庭就業・自立支援センター）
- ・ ひとり親家庭が就労や疾病等で一時的に家事や育児ができない場合、ヘルパーを派遣してひとり親家庭の子育てや生活を支援。（こども家庭福祉課／山形県母子寡婦福祉連合会）
- ・ 心理担当職員等による心理ケアや嘱託医による医学診断を実施。関係機関・医療機関と連携し、支援対象者の状況に応じた精神面での中長期的ケアを実施。（女性相談支援センター）

- ・ 女性の臨床心理士による「女性のためのこころの相談」（オンライン）を実施。（多様性・女性若者活躍課／チェリア）
- ・ 被害者が地域での生活に移行した後も、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、女性の意向を聞きながら、カウンセリング等の専門家や知見を有する適切な相談機関を紹介するなど継続的な支援を実施。（女性相談支援センター、地域配暴センター）

現 状

（１）マザーズジョブサポート山形・庄内の利用実績

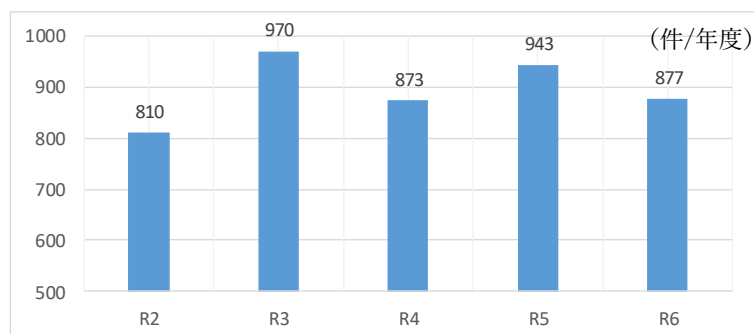
【令和６年度利用実績（令和７年１月末時点）】

	県窓口利用者数	保育ルーム利用者数 （ 託 児 数 ）	セミナー受講者数
マザーズジョブサポート山形	574 人	128 人	180 人
マザーズジョブサポート庄内	575 人	60 人	113 人

（R6 山形県男女共同参画白書）

（２）ひとり親家庭応援センターにおける相談件数

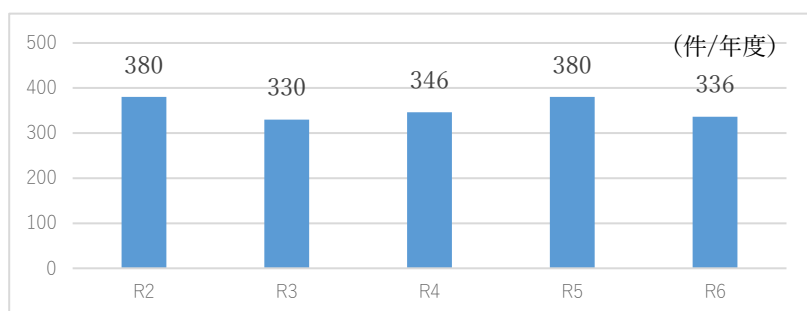
家庭問題、経済問題、こどもの問題など、ひとり親家庭が抱える様々な問題に対して、年間約 900 件の相談応じている。



（県こども家庭福祉課調べ）

（３）ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける就業相談件数

年間約 350 件の相談に応じ、就業に向けた総合的なアドバイスや情報提供を行っている。



（県こども家庭福祉課調べ）

【課題と今後の方向性】

- ・ **配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携**により、被害者一人ひとりの状況に応じ、活用できる支援制度の積極的な利用を支援し、**被害者の自立を促進**していく。

基本の柱Ⅴ DV被害者の子どもを守る体制の強化

【施策の方向・今後の方策】

14 児童虐待から子どもを守る体制強化 [重点項目]

〔今後の方策①〕 児童相談所・警察・市町村等と連携した虐待防止・対応

〔今後の方策②〕 市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援

15 DV被害者の子どもの支援

〔今後の方策①〕 子どもの心理的ケアや学習支援

〔今後の方策②〕 子どもの安全な就学・保育等の支援

主な取り組み

- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会・実務者会議の活用等により、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターや市福祉事務所が連携・協力し、DV被害者とこどもの保護対策を実施。（女性相談支援センター）
- ・ 一時保護所において、同伴するこどもに心理的ケアを行う職員と保育・学習指導を行う職員を配置。（女性相談支援センター）

現 状

- (1) 市町村要保護児童対策地域協議会に女性相談支援員等が参加している市町村
すべての市町村において、女性相談支援員が参加し、支援体制を強化している。

	R2. 9	R7. 3. 31
市町村数	33	35

（県こども家庭福祉課調べ）

- (2) 一時保護時にこどもを伴う割合

各年度とも高い割合となっており、平均して約6割の被害者がこどもを伴っている。

年度	DV被害者(人)	うち こどもを同伴する DV被害者(人)	割合
R2	13	11	84.6%
R3	7	7	100.0%
R4	9	4	44.4%
R5	6	2	33.3%
R6	8	4	50.0%
平均	9	6	65.1%

（県こども家庭福祉課調べ）

【課題と今後の方向性】

- 市町村要保護児童対策地域協議会の活用により、引き続き **D V対応と児童虐待対応の連携**を図っていく。
- こどものいる被害者が解決に向け一歩踏み出すことができるよう、**こどもに対する医学的、心理的な援助**を行うとともに、**学習支援**を行うなど、こどもの支援を引き続き強化していく。

基本の柱Ⅵ 市町村・関係機関との連携の強化

【施策の方向・今後の方策】

16 市町村との連携によるDV対策の強化 [重点項目]

- 〔今後の方策①〕 市町村における支援体制づくりの推進
- 〔今後の方策②〕 市町村基本計画の策定支援
- 〔今後の方策③〕 災害時や感染症拡大時における相談窓口の周知（再掲）

17 関係機関との連携によるDV対策の強化

- 〔今後の方策①〕 関係機関の顔が見えるネットワークづくり
- 〔今後の方策②〕 NPO等民間団体との連携と協働
- 〔今後の方策③〕 他の都道府県との連携

主な取組み

- ・ 市町村に専門的な立場から助言・指導を実施。支援調整会議を活用し、被害者が市町村から各種相談窓口適切かつ迅速に引き継がれるよう連携を強化。（女性相談支援センター、地域配暴センター）
- ・ 市町村・関係機関・女性相談支援センター・女性相談支援員等で構成する支援調整会議を開催。支援に係る共通認識の醸成を図り、早期に発見・通報される連携体制を強化。（こども家庭福祉課）
- ・ 地域における被害者支援が円滑に行われるよう、地域支援調整会議を実施し、4地域ごとにDV防止対策の推進や関係機関の顔が見えるネットワークを構築。（女性相談支援センター、地域配暴センター）

現 状

（１）市町村基本計画の策定市町村数

ほぼ全ての市町村において、市町村基本計画を策定し、DV対策を強化している。

	R2. 9	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R7. 3. 31
策定市町村数	16	34	35	34

（県多様性・女性若者活躍課調べ）

【課題と今後の方向性】

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が身近な市町村において、適切な対応・支援が受けられるよう、市町村に対しきめ細かな助言を行い、**市町村における支援体制づくりを推進**していく。
- ・ 引き続き、**支援調整会議・地域支援調整会議の定期的な開催**を行い、関係機関の顔が見えるネットワークを構築し、**関係機関の連携を強化**していく。